

浜田市予防接種費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市規則第29号

浜田市予防接種費用徴収規則の一部を改正する規則

浜田市予防接種費用徴収規則（平成 23 年浜田市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 帯状疱疹^{ほうしん}予防接種 次に掲げるワクチンの区分に応じ、それぞれに定める額

ア 乾燥弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン） 1 回につき 3,000 円

イ 乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（組換えワクチン） 1 回につき 7,000 円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。